

## 2

# ロゴマークとタグラインに込めた想い

公益社団法人日本監査役協会事務局

前述のとおり、設立50周年を契機として社会に対する監査役等の使命の周知と企業の経営執行部の監査役等に対する理解促進を図るため、ロゴマークとタグラインを制定した。

ロゴマークとタグラインの制定に当たっては、「監査役の理念」及び「日本監査役協会の理念」という2つの理念や「監査役監査基準」の趣旨に改めて立ち戻り、その「こころ」や想いを表すことを企図した。

「監査役の理念」においては、「監査役はコーポレート・ガバナンスを担うものとして、公正不偏の姿勢を貫き、広く社会と企業の健全かつ持続的な発展に貢献する」ことを掲げている。また、「日本監査役協会の理念」においては、「当協会はわが国の監査役制度の信頼性と有用性を広く内外に掲げ、監査役の使命を高揚し、良質なコーポレート・ガバナンスの確立をもって、豊かなグローバル社会の実現を目指す」こととしている<sup>1</sup>。また、「監査役監査基準」においては、前述のとおり2004年に全面改定が行われた<sup>2</sup>が、その際に、「監査役は、独立の立場から取締役の

図：ロゴマークとタグライン



進化するコーポレート・ガバナンスの担い手として

**日本監査役協会**

職務執行を監査することにより、企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保することが基本責務であると認識し、良質な企業統治体制の確立と運用を監査役の基本的な監査視点とすることを明示<sup>3</sup>することとしており、監査役等は良質な企業統治体制を確立する責務を自らも負っていることを明記している。ロゴマークとタグラインの検討に際してもこうした理念や基準の趣旨を表すことを基本的なスタンスとすることとした。

### (1) ロゴマーク

このロゴマークは、誠実な心と堅実さを持ちながら、公正不偏の姿勢を貫き、社会と企業の持続的な発展に貢献するこ

1 『月刊監査役』No.590(2011年)4～12頁

2 改定の背景等の詳細については、大川博通＝尾崎安央＝武井一浩「監査役監査基準の全面改定－監査役設置会社の新しい企業統治の方向性－」『別冊商事法務』No.277(2004年)

3 2004年2月12日改正時前文「Ⅱ 改定の視点」

と、監査役制度の信頼性と有用性を広く掲げて、豊かなグローバル社会の実現へ向かい躍進していくことを表現したものである。球体の中をしなやかに通り抜けるいくつもの白いスウォッシュは、協会の持続的活動と社会貢献により、日本が豊かなグローバル社会へと発展、飛躍していく流れを表している。右下側の大きく湾曲する2本のスウォッシュは、奥から手前へと向かう動き（内へ：企業へ）を、左上側の緩やかなカーブを描いたスウォッシュは、手前から奥へと向かう動き（外へ：社会へ）を表し、協会の活動を抽象的に表している。右下側の2本のスウォッシュは、上部の小さい正円（ドット）と合わせ、前進する人のシルエットを表しており、協会理念に基づき前向きにまい進されていく、会員おひとりおひとりの姿を表現している。左上部の輝きは日本社会と協会の明るい未来があることを表現している。また、「JASBA」のロゴタイプを包含することでグローバル社会への躍進を表している。

## (2) タグライン

創立50周年という節目を迎えるに当たって、会員を中心とする監査役等のあるべき姿を示し、協会として追求していくという決意表明である。時代の変化の波が拡大・加速し、コーポレート・ガバナンス自体も、監査役等として期待される役割も進化していくと考えられる。そうした中で、改めて「理念」や「監査役

監査基準」に立ち戻り、企業統治体制の確立と運用を主体的に担っていくことを打ち出したものである。コーポレート・ガバナンスも担い手の監査役等も共に進化するイメージを打ち出している。

## (3) 今後の展開に向けて

この50年で社会は大きく変動してきたが、企業の健全で持続的な成長発展のためには、監査役等がその職責を十分に認識し適切に果たすことが不可欠であり、このことはいかに時代が大きく変わろうとも不変である。今般制定したロゴマークとタグラインにはそうした変わらぬ使命を想いとして込めているが、加えて、監査役等がその職責を有効に果たすためには、取締役、とりわけ代表取締役が、監査役等監査の重要性及び有用性を十分認識すること、かつ、自らの職責として監査役等監査の環境整備を行うことが強く要請されていることを認識することが極めて重要である<sup>4</sup>。今般制定したロゴマークとタグラインを周知活用し、監査役等のみならず、執行側への浸透も図ることで日本の企業統治制度のさらなる充実につなげると共に、今後は様々な機会を通じて、理念の具現化や会員監査役等の具体的な職務遂行の支援に向けた活動の一環として展開していく所存である。

4 2004年2月12日改正時前文「Ⅲ 監査役監査の有効性確保にあたって」